

# 令和5年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目

: 関東運輸局千葉運輸支局

【トラック関係】

## 1 実施時期

・令和5年12月10日(日) ~ 令和6年1月10日(水)

## 2 対象事業者

・トラック事業者

## 3 点検事項及び点検項目

本実施細目における重点点検事項及び点検事項は、「令和5年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」(物流・自動車局:令和5年10月5日)2. 点検事項を踏まえて以下のとおり定めることとする。

### (2)健康管理体制の状況(※)

- ①定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。
- ②医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間業務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。
- ③「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。
  - ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定
  - ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示
- ④運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。
- ⑤脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。

### (3)運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況(※)

- ①「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。
- ③適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。

(4) 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況

- ① 飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。
- ② 運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- ③ 飲酒を習慣にしている運転者等を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。
- ④ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。
- ⑤ 運行経路にフェリーを組み入れている場合には、抜き打ちでフェリーに乗船するなどにより、乗船中の運転者の飲酒の有無など休息状況を点検しているか。

(5) 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況(特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況)

- ① 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が実施されているか。
- ② 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。
- ③ 大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。
- ④ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。
- ⑤ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和5年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。
- ⑥ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、冬用タイヤへの交換等タイヤの脱着作業を実施した後、50km～100km 走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。
- ⑦ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音、又はインジケータやマーキングを用いた目視により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩みについて確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。
- ⑧ 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。
- ⑨ 保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているか確認し、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。

- ⑩スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。

(6)大雪に対する輸送の安全確保の実施状況

- ①気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。
- ②冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認を行っているか。
- ③大雪及び暴風雪に備え、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保が図られているか。

【自動車交通関係点検事項及び点検項目】(※は全省共通重点点検事項)

(1)点呼の実施、運転者に対する指導監督等(※)の実施状況

- ①点呼の際、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路や運転上の注意事項の指示、あおり運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。
- ②適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。
- ③事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。
- ④運転中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止について、運転者に対し指導・監督を行っているか。
- ⑤過積載運行等の防止を図っているか。
- ⑥過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。
- ⑦交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。
- ・ 自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。
  - ・ 道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。
  - ・ 歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。
- ⑧路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び、暗い道等での走行用前照灯(上向き)とすれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行しているか。

(2)コンテナ輸送における安全対策の実施状況

- ①コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。
- ②トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。
- ③国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。
- ④国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。
- ⑤国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者連絡するよう運転者に指導しているか。

(3)自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況  
(※)

- ①自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。
- ②自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。
- ③危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。
- ④「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。

(4)テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況(※)

- ①始業・終業時等における車内の点検、終業後のドアロック及び営業所・車庫内外(乗合バス事業者にあつては主要駅のバス停等を含む)の巡回が徹底して実施されているか。
- ②不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。また、車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡が徹底されているか。

(5)新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況  
(※)

- ②職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。
- ③インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。

#### 4 実施事項

- ①経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めるとともに確実に点検を実施すること。なお、経営トップを含む幹部及び実施責任者は、総点検で確認された現場の状況を把握するとともに、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早急に改善すること。
- ②重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。  
リボンの着用、点検事項を掲示するなどして総点検の趣旨の徹底を図ること。  
千葉県警察本部において年末にかけての特別対策が実施される場合は、積極的に協力すること。

#### 5 点検実施報告書様式及び報告書提出期限

総点検の実施結果を様式1「年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書」により、とりまとめの上  
千葉県トラック協会へ**1月12日(金)**までにご提出ください

報告書は、HPからもダウンロードできます。

なお、トラック情報1月号(今月号)に同封されています。

送付は当協会へFAXしてください。 千葉県トラック協会 FAX:043-246-7372

二次元バーコードから読み取ってください

